

## 若手技術者育成の観点からの福島県総合評価方式（工事）の見直しについて（案）

平成26年3月17日

入札監理課

### 1 見直しの理由

総合評価方式（工事）の評価項目の一つである『配置予定技術者の技術力』については、当該工事に配置を予定している技術者の過去の実績（主任技術者又は監理技術者としての実績）を評価項目としている。

このことから主任技術者又は監理技術者としての経験が少なく総合評価の加算点が低くなる若手技術者を配置予定技術者とした応札は少なく、結果として若手技術者は建設業法における主任技術者等になり得る資格要件を満たしているにも関わらず、主任技術者等としての経験をなかなか積むことができない。

建設業界における技術者不足が問題となっている現在、『若手技術者の確保・育成』は建設業界のみの問題ではなく、県にとっても公共工事の品質確保等の観点から早急な対応が必要な喫緊の課題であることから『配置予定技術者の技術力』の評価について見直しを行う。

### 2 見直し方針

#### (1) 若手技術者による応札を増やす見直し

従来どおり、透明性・競争性・公正性・品質の確保を図りながら、若手技術者を配置予定技術者とした応札が増えるよう評価基準の見直しを行う。

### 3 主な見直し内容

- (1) 『配置予定技術者の技術力』の評価項目である「施工能力」、「工事成績」、「優良工事表彰」における評価対象とする配置予定技術者の過去の実績について、現行の「主任技術者又は監理技術者での施工実績」に加えて「現場代理人での実績」も評価対象とする。
- (2) 現場代理人になるには資格を要さないことから評価対象とする現場代理人にも要件は付さない。
- (3) 現場代理人は原則現場に常駐しており施工上必要な労務管理、工程管理、安全管理等を行っていることから主任技術者や監理技術者と同等に評価する。

## 4 見直しの効果

### (1)若手技術者による応札の増加

今まで主任技術者又は監理技術者としての工事実績が無かったために配置予定技術者として選ばれることができ少なかった若手技術者であっても、過去に現場代理人としての工事実績があれば評価対象となるため若手技術者を配置予定技術者とした応札の増加が期待される。

### (2)若手技術者の育成・確保

若手技術者による応札が増加することにより若手技術者が主任技術者等に配置される工事が増加し、これにより、若手技術者が主任技術者等として工事の実績を積むことができるとともに、主任技術者等になり得る国家資格の早期取得も期待され若手技術者の育成が図られる。

また、若年者を取り巻く雇用環境が改善され、結果として若手技術者の確保にも繋がる。

### (3)入札不調への対応

評価対象となる技術者の範囲が拡大されることにより若手技術者を配置予定技術者とする応札が増え、技術者不足による入札不調の減少が期待される。

## 5 品質の確保

配置技術者となるには、若手技術者であっても当該工事に必要な資格要件（建設業法で定められている主任技術者又は監理技術者になるために必要な国家資格の保有や実務経験等）は満たしていること、また、現場代理人として現場に常駐し施工上必要な労務管理、工程管理、安全管理等を行っており工事の経験はあると判断できるため工事の品質は確保される。

## 6 施行時期

平成26年4月1日以降に入札公告を行う工事から適用する。

# 配置予定技術者（主任技術者等）の実績評価について

平成26年3月17日 入札監理課

## 1 建設工事施工に際して配置が必要な社員

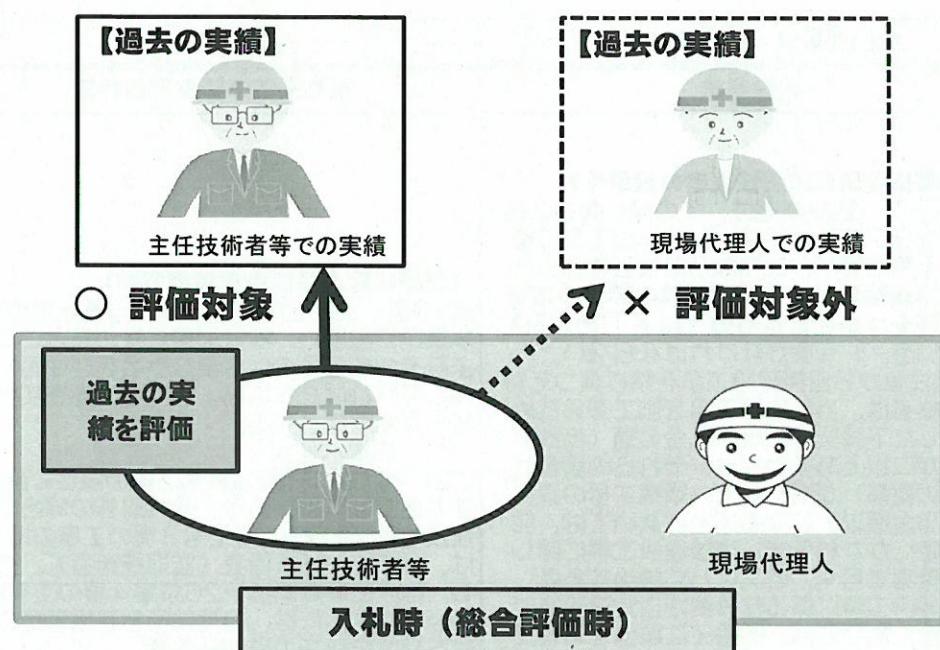
建設業者はその請け負った建設工事を施工する際には建設業法及び福島県工事請負契約約款により下記に示す者を配置しなければならない。

	主任技術者（監理技術者）	現場代理人
関係法令等	<p><b>（主任技術者及び監理技術者の設置等）</b></p> <p>第二十六条 建設業者は、その請け負つた建設工事を施工するときは、当該建設工事に關し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「主任技術者」という。）を置かなければならぬ。</p> <p>2 発注者から直接建設工事を請け負つた特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、当該建設工事に關し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者（当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合にあつては、同号イに該当する者又は同号ハの規定により国土交通大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者）で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（以下「監理技術者」という。）を置かなければならぬ。</p> <p><b>（主任技術者及び監理技術者の職務等）</b></p> <p>第二十六条の三 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に從事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に行わなければならぬ。</p> <p>2 工事現場における建設工事の施工に從事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならぬ。</p>	<p>建設業法</p> <p>福島県工事請負契約約款</p> <p><b>（現場代理人及び主任技術者等）</b></p> <p>第10条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところによりその氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) 現場代理人</p> <p>(2) 建設業法第26条第2項の規定に該当する場合は監理技術者、それ以外の場合は主任技術者（同法第26条第3項の工事の場合は、専任の主任技術者（監理技術者）。ただし、当該工事が同法第26条第4項の工事にも該当する場合には、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者。）</p> <p>(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第12条第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限行使することができる。</p> <p>5 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p>
必要な資格等	<p><b>【主任技術者】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2級国家資格者</li> <li>• 1級国家資格者</li> <li>• 実務経験者 (高卒：5年※、高専・大卒：3年※、その他：10年) ※指定学科卒業の場合</li> </ul> <p><b>【監理技術者】</b>※下請総額3千万円以上の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1級国家資格者</li> <li>• 大臣特別認定者</li> <li>• 実務経験者 (指定建設業以外の業種に限る)</li> </ul>	<p>・資格保有等の要件なし。</p>

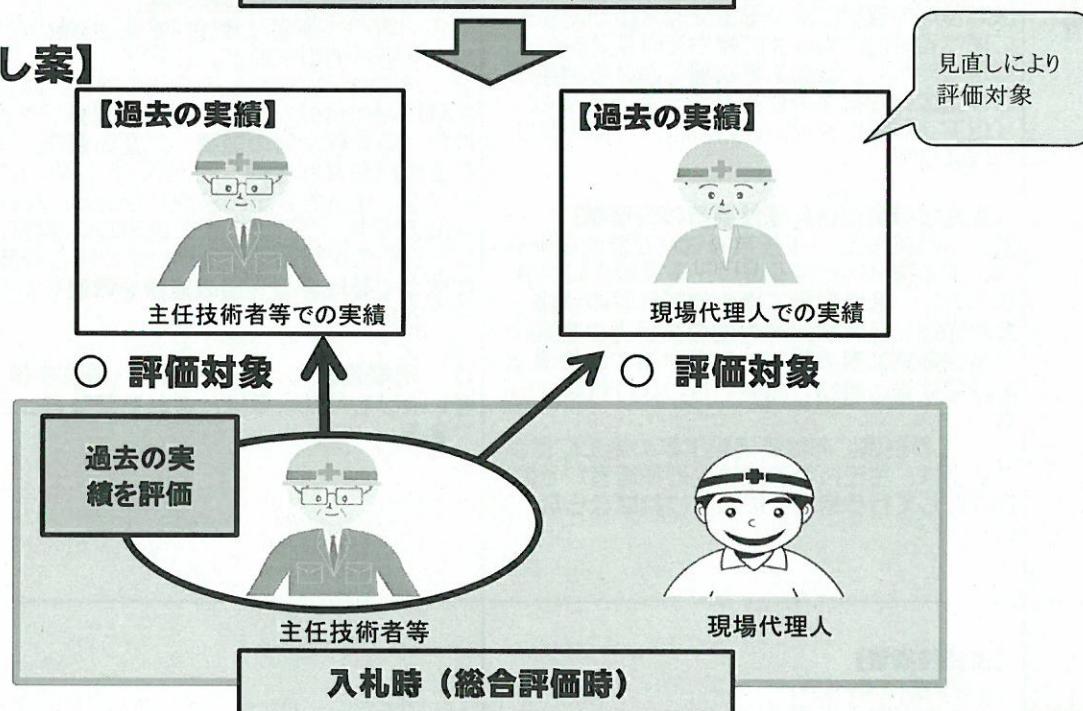
## 2 総合評価における配置予定技術者の評価

総合評価では当該工事に配置を予定している技術者（主任技術者等）の過去の実績を評価することになるが、福島県で評価対象と認めているのは「主任技術者等での実績」としており、「現場代理人での実績」は評価対象外としている。

### 【現行】



### 【見直し案】



### 【国及び他県の状況】

国	47都道府県		
現場代理人での実績を評価対象としている (資格保有等の要件なし)	現場代理人での実績を評価対象としていない	現場代理人での実績を評価対象としている	
		要件あり (資格保有等)	要件なし
	15	13	19

全国の2/3の県  
で評価対象

### 3 若手技術者の総合評価における現状と見直し効果

工業高校卒業の場合、主任技術者になるためには「2級国家資格取得」又は「実務経験5年」が必要だが、現状では「実務経験5年」で資格要件を満たしているケースが大半を占めている。

下表は若手技術者が工業高校卒業後、実務経験で主任技術者となるための資格要件を満たしたケースを想定し作成している。

#### 【現行】

経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
Aさん (工業高校卒)	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳
← 実務経験5年 →										
← 現場代理人になれる【福島県工事請負契約約款】 →										
主任技術者になり得る資格要件を満たしていないため見習い、現場代理人にしかなれない。					資格要件を満たしたが過去に主任技術者としての経験がなく総合評価の加点対象とならないため総合評価の案件では配置予定技術者として応札されることが少ない。					
見習い	見習い	代理人	代理人	代理人	代理人	代理人	代理人	代理人	代理人	代理人
総合評価 対象実績	改良	舗装	舗装	改良	舗装	改良	砂防	砂防	舗装	改良
	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

若手技術者は主任技術者として実績を積みにくい



建設業法の資格要件を満たしているため品質は確保される。

#### 【見直し案】

経験年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
Aさん (工業高校卒)	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳	28歳
← 実務経験5年 →										
← 現場代理人になれる【福島県工事請負契約約款】 →										
主任技術者になり得る資格要件を満たしていないため見習い、現場代理人にしかなれない。					過去の「現場代理人での実績」で応札が可能となり、若手技術者を配置予定技術者とした応札が増える。					
見習い	見習い	代理人	代理人	代理人	代理人	主任	代理人	主任	主任	主任
総合評価 対象実績	改良	舗装	舗装	改良	舗装	改良	砂防	砂防	舗装	改良
	×	×	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
評価対象と認められる工事	-	-	+	+	+	●	+	●	①, ③	②, ④

※22歳で「二級国家資格」を取得すれば23歳で配置予定技術者として応札が可能となるため『早期の国家資格取得』の誘因も期待される。

#### 【見直し効果】

##### 【現行】

- ①現場代理人での実績が総合評価方式で加点されない。
- ②総合評価方式で加点されない若手技術者を配置技術者にエントリーしにくい。
- ③若手技術者は主任技術者として実績を積みにくい。



- ①現場代理人での実績も総合評価方式で加点される。



- ②若手技術者でも配置技術者にエントリーしやすくなる。



- ③若手技術者でも主任技術者として実績を積みやすくなる。

##### 【見直し後】

- ④若年者の雇用環境が整う。
- ⑤技術者としての自覚と責任感の芽生え。